## 日本教育情報学会『教育情報研究』編集委員会規則

(目的)

第1条日本教育情報学会の機関誌『教育情報研究』の編集・刊行の実務を行うことを 目的として、編集委員会(以下、委員会という)を設置する。

# (構成)

- 第2条委員会に委員長を置き、会長が会員の中から指名する。
- 2 委員会に副委員長もしくは幹事および委員若干名を置く。副委員長もしくは幹事および委員は、委員長が指名し、運営委員会が承認する。
- 3 委員長,副委員長,幹事,委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 4 編集業務を円滑にするために、委員会に編集事務局をおくことができる。

## (委員会)

第3条 委員長は必要に応じて委員会を招集できる。

#### (任務)

- 第4条 委員会は、『教育情報研究』の刊行に係わる次の事項を審議し、その実務にあたる。
  - (1)『教育情報研究』の企画、編集、発行の基本方針に関すること。
  - (2) 投稿規程等の制定,改廃に関すること。
  - (3) 論文等の投稿受付, 査読審査に関すること。
  - (4) 論文掲載の決定に関すること。
  - (5) 『教育情報研究』の編集に関すること。
  - (6) その他刊行に関すること。

### (補則)

第5条 委員会の任務の実施に必要となる細則等については,委員会で別に定め,運営 委員会の承認を得る。

### 附則

この規則は、平成26年8月9日から施行する。